



タイトル Title	韓国における文在寅政権の主要な教育政策 : 前政権との相違を中心に
著者 Author(s)	キム, フンホ / ヤン, スギョン [翻訳]
掲載誌・巻号・ページ Citation	後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る総合的研究 2017 特別企画,(2):
刊行日 Issue date	2017-11-04
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81009992

「漸進的無償化」科研 2017 特別企画(2) 2017.11.4. 東京(KKR中目黒)

韓国における

文在寅政府の主要な教育政策 : 前政府との相違を中心に

国立公州大学校教育学科

キム・フンホ

(Kim Hoon-ho / 金 訓鎬)

(翻訳: ヤン・スギョン [Yang Su-kyoung / 梁 洙京])

Contents

目次

- 文在寅政府発足の背景
- 朴槿恵政府と文在寅政府の差別化
- 文在寅政府の国政運営5ヵ年計画
- 教育分野の主要政策及び変化の方向

ろうそくの火から誕生した文在寅(ムン・ジェイン)政府(2017. 5. 10.)

❖ 朴槿恵政府の不正腐敗とキャンドル市民革命

- 私有化された国家権力
- 無能政府に対する怒り
- 不公正な機会に対する不満
- 階層間の格差の拡大による希望の喪失や社会的不安

❖ 「国民主権」の時代を宣言

- 崩れた「正義」を正しく立て直す国家改革の必要性
- 国家中心の民主主義から国民中心の民主主義への移行
- 不公正と不平等を解消できる経済モデルの構築

朴槿恵政府 vs. 文在寅政府

朴槿恵政府

ボス型大統領

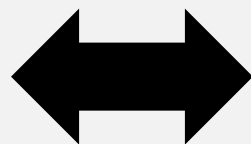
統治を強調

中央集権型

先 成長 後 分配

選択的福祉

先非核化後対話
(吸収統一論)



文在寅政府

リーダー型大統領

コミュニケーションを強調

地方分権型

所得主導の成長
(成長 - 雇用 - 福祉)

普遍的福祉

対話を通じた問題解決

「国政運営 5カ年計画」を公表(2017. 7. 19.)

<p>国家 ビジョン</p>	<p>国民の国、正義の大韓民国</p>				
<p>5大 国政目標</p>	<p>国民が主人である政府</p>	<p>一緒に生きる 経済</p>	<p>私の人生に 責任を負う国</p>	<p>均等に発展する 地域</p>	<p>平和と繁栄の 韓半島</p>
<p>20大 国政戦略</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民主権のキャンドル民主主義を実現 2. コミュニケーションで統合させる光化門大統領 3. 透明で有能な政府 4. 権力機関の民主的改革 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所得主導の成長のための雇用中心経済 2. 活力あふれる公平の経済 3. 庶民と中産層のための民生経済 4. 科学技術がリードする4次産業革命 5. 中小ベンチャーが主導する創業と革新の成長 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 包容的福祉国家 2. 国家が責任を担う保育と教育 3. 安全や生命を守る安心社会 4. 差別のない公正社会 5. 自由と創意あふれる文化国家 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「草の根」の民主主義を実現する自律分権 2. まんべんなく暮らす均衡発展 3. 人が帰ってくる農山漁村 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強力な安全保障と責任国防 2. 南北間の和解協力と韓半島非核化 3. 国際協力を主導する堂々とした外交
<p>20大 国政戦略</p>	<p>15個の課題 (71個の実践課題)</p>	<p>26個の課題 (129個の実践課題)</p>	<p>32個の課題 (163個の実践課題)</p>	<p>11個の課題 (53個の実践課題)</p>	<p>16個の課題 (71個の実践課題)</p>

教育分野国政課題(6つの課題)

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性を強化

- ・ ヌリ課程の予算の拡大、高校無償教育を実現、学生ローンの利子引き下げ及び入学金の廃止など

【課題2】教室革命を通じた公教育の革新

- ・ 小中高校の必須教科縮小、高校単位制及び1授業2教師制の導入、特別目的高校の縮小など

【課題3】教育の希望はしごの復元

- ・ 疎外階層の教育支援の拡大、社会的配慮対象者の機会均衡選抜の拡大など

【課題4】高等教育の質の向上及び生涯・職業教育の革新

- ・ 国立大学に対する支援の拡大、公営型私立大学の育成、大学財政支援事業の再編など

【課題5】未来の教育環境づくりと安全な学校の具現

- ・ 学級当たりの生徒数の削減、学校内非正規職の正規職化、学校施設安全認証制度の導入など

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化

- ・ 歴史教科書の国定化の廃止、国家教育会議の設置、教育省の機能再編及び権限委譲など

【課題 1】

幼児から大学までの教育の公共性の強化

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性の強化 (1/4)

❖ 幼児教育に対する国家責任の拡大

- 2018年から保育園ヌリ課程の予算の全額を国家が支援する(確定)
 - 子ども一人当たり支援金も2017年2.2万円から2018年2.5万円, 2019年2.8万円, 2020年3.0万円に段階的に値上げ
- 国・公立幼稚園就園率を拡大: 2017年 25% → 2022年 40% (推進法案用意中)

✓ [参考] ヌリ課程の政策

- 幼稚園や保育園に通う3~5歳の乳幼児に国家が用意した「標準コース」の教育
- 親の所得水準に関わらず、全層に教育費(1人当たり2.2万円)の無償サポート
- 2012年5歳の児童を対象に初めて適用した以来, 2013年からは3~4歳の児童まで拡大
- 朴槿恵政府の当時、財源確保の際に教育省と市道教育庁の教育監の間で葛藤が深化
 - 追加の財政支援なしに既存の幼・初・中等教育を支援する地方教育財政交付金からヌリ過程の予算を充当することを要求する。
 - 教育省: 地方教育財政交付金の中には保育園教育費を含むヌリ過程の予算が含まれている
 - 市道教育庁: 地方教育財政金は、幼稚園の教育費のみ該当されるもので、保育園は保健福祉部の管轄である。
- 2016年「幼児教育支援特別会計法」の制定 → 保育園の支援予算の42%を国家が負担

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性の強化 (2/4)

❖ 幼稚園と保育園の格差の緩和

- 幼稚園や保育園の教師、教育プログラム、教育施設の質の均等化
→ 2018年から「教師の資質の向上及び処遇改善」のための専門教育課程の運営、資格体制の改編などの推進(教育省及び保健福祉部が共に努力)

❖ 一日中世話システムの構築

- 一日中世話教室を小学校の全学年に徐々に拡大
- 第1回社会関係長官会議(2017.8.25)を介して教育省、保健福祉部など関係省庁が共同で対応することを決定

✓ [参考]初等世話教室の政策

- 2006年から共働きの夫婦、低所得層及びひとり親家族の子どものための初等世話教室の導入
- 小学校 1~2年は遊び及び安全教育を中心/3~6年は、カスタマイズの課題指導及び特技適性教育などを提供
- 2016年基準、全体6,001個の小学校のうち5,998個の学校(99.9%)が‘午後世話教室(午後5時まで)’を運営、1,600個の小学校(26.7%)が‘夕方世話教室(夕方10時まで)’を運営(→ 夕方世話教室は小学校1~2年を中心)

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性の強化 (3/4)

❖ 高校無償教育

- 2020年から高校無償教育の段階的实施(2022年完成)
 - 高校生の入学金、授業料、学校運営支援費、教科書費をサポート(給食費を除く)
(年間約20万円程度の財政支援が可能であると見なされる)
 - 高校無償教育の実行のための「小・中等教育法」の改正: 2019年予定
 - 地方教育財政交付率の調整のための「地方教育財政交付金法」を改正: 2019年予定

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性の強化 (4/4)

❖ 大学授業料及び住居費の負担の軽減

- 2018年から授業料及び学生ローンの利子負担の軽減、入学金の段階的廃止の推進
- 関係省庁の協力で学生寮の収容人数を5万人拡充
 - 例) 公共基金による学生寮の建築費の低利融資、連合学生寮の建設など
- - 2018年に106億円を投入し、6つの連合学生寮を追加設立予定(→ 2017年比16.5億円増額)

✓ [参考] 学生ローンの貸出金利の引き下げ

- 2017年1学期には2.5%だった金利が2017年2学期には2.25%まで引き下げ

2009	2010		2011	2012	2013	2014	2015		2016		2017	
2学期	1学期	2学期	1~2学期			1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期	
5.8%	5.7%	5.2%	4.9%	3.9%	2.9%		2.7%		2.5%		2.25%	

✓ [参考] 所得連携カスタマイズ型の国家奨学金の増額

- 国家奨学金の予算を2017年3,630億円から3,680億円で約50億円程度増額
- 所得4分位の大学生も平均授業料の半分以上を国家奨学金で支援されるようにする予定。
 - 2017年、4年制大学の年間平均授業料は国・公立大学41.2万円、私立大学73.6万円の水準
 - 現在所得の2分位以下には年間52万円、3分位は39万円、4分位は28.6万円をサポートする。

【課題1】幼児から大学までの教育の公共性の強化 (4/4)

❖ 大学授業料及び住居費の負担の軽減

✓ [参考] 私立大の入学金廃止の段階的推進

- 2016年国公立大の入学金は平均1.5万円、私立大は7.7万円の水準(授業料は、年間42.1万円、73.7万円)
- 国公立大は、2018年から入学金を廃止
- 私立大は、総長協議会で実費用を除いた入学金の段階的廃止に合意(2017.10.13.)
 - 2017年11月中に各私立大学に入学金廃止計画の提出を要請
 - 代わりに教育省は、入学金廃止の成果を国家奨学金Ⅱタイプ及び財政支援事業の支援対象を決定する際に反映する予定

【課題 2】

教室革命を通じた公教育の革新

【課題2】 教室革命を通じた公教育の革新 (1/5)

❖ 学生中心の教育過程に改編

- 幼児や小学生の適正学習時間及び休憩時間の保証を法制化
- 小・中・高の必須教科の縮小及び選択科目の拡大
- 文化、芸術、体育教育の活性化

❖ 進路カスタマイズ型の高校体制の構築

- 2018年から高校単位制の導入及び拡大
 - 高校生も大学生のように希望する科目を履修して単位を取れば卒業できる制度
 - 2017年11月、高校単位制の研究及び支援センターの役割を担当する政府出捐の研究機関を選定
 - 2018年から3年間、高校単位制の研究学校を運営後、2021年から本格的に導入
- 高校システムの段階的改編の推進
 - 2019年から特別目的高校及び自律型私立高校(8～11月)は、一般高校(12月)の選抜選考と同時に実施
(このため、2017年末までに高校の種類別選抜時期を規定した「初・中等教育法施行令」を改正する予定)
 - 外国語高校、国際高校、自律型私立高校などの一般高校の切り替え(科学高校を除く)

【課題2】教室革命を通じた公教育の革新 (2/5)

❖ 基礎学力の保障

- 2017年「基礎学力保証法」の制定を通じて、国家水準基礎学力保障システムの構築(2017.5.19.国会発議) – 1
授業2教師制を法的に明文化
 - 2017年末、政策研究実施後2018年から研究学校指定を通じてトライアル導入予定

❖ 国家水準学業達成度の評価方法の変更

- 2017年の評価(2017.6.20.)から全数評価を廃止し、標本評価に転換
 - 標本規模は全体対象学生の3%水準(中学校476校、高校472校)
- 標本学校外の学校での評価実施状況は、市・道教育庁で自律的に決定

✓ [参考] 国家水準学業達成度の評価 (2016年の評価基準)

- 生徒の学業達成度の現状及び推移を把握するために1986年に導入され、2008年から全数評価として実施
- 評価対象: 中学校2年と高校2年 (2012年以前までは小学校6年も対象に含まれる)
- 評価教科: 国語、数学、英語(ただし、中学校の場合、社会及び科学の科目も含まれるが、票集評価として実施)
- 評価結果: 教科別に達成結果は4段階(優、普通、基礎学力、基礎学力未達)にて通知

【課題2】 教室革命を通じた公教育の革新 (3/5)

❖ 自由学期制の充実化及び自由学年制の拡散

- 自由学期制の充実化及び拡大のために「中学校自由学期制の拡大・発展計画」を発表(2017.9.12)
 - 自由学年制の導入基盤の準備:「初・中等教育法施行令」の改正案の立法予告(2017年10月末確定予定)
(1学期 → 1学期、または2学期)
 - 2018年から、希望する中学校を中心に1年から‘自由学年制’のトライアル運営 → 徐々に拡大
 - 自由学年及び自由学期制の運営支援: 学校別にカスタマイズ型のコンサルティング及び質の高い体験プログラムを提供

✓ [参考] 自由学期制の政策

- 朴槿恵政府の主要教育政策
- 中学生に1学期の間、中間・期末テストをなしにして、議論や実践授業、進路体験活動を経験させる。
- 2013年に研究学校をトライアル実施 → 2014～15年から、参加希望の学校まで拡大する → 2016年から全面的に実施。
- 中学1年1学期、1年2学期、2年1学期のうち、「1学期」だけ自由学期に指定・運営(学校の自律)
- 自由学期制に対する肯定的評価
 - 教師、学生、保護者すべての満足度が非常に高い。
 - 学生中心の授業、過程中心の評価を通じて学校教室授業の変化

【課題2】 教室革命を通じた公教育の革新 (4/5)

❖ 大学入試制度の改善及び公平性の向上

- 複雑な大学入試制度の単純化を推進 (2018年8月発表予定)
 - 2018年8月に‘大学入試制度改善案’の発表予定
 - 私教育を誘発する論述及び特技者選考の廃止、修学能力試験と学校生活記録簿のみで学生を選抜、大学入試ブラインド面接の導入などを含む予定
- 修学能力試験の絶対評価制の導入 (2018年8月、大学入試改善案に含む予定)
 - 2021学年度の修学能力試験から一部、または全体科目に絶対評価制を導入する方案を発表(2017.8.8.)
 - 弁別力の弱化に伴う副作用の問題と、総合的な大学入試選考改編方向の準備不十分により導入の1年猶予。

→ 2018年8月‘大学入試制度の改善方案’の発表の際‘2022学年度修学能力試験の改善方案’と共に発表する予定。
- 大学入試政策の予告制の法制化
 - 入学年度の3年6ヶ月前、または6年6ヶ月前までに教育省が入学選考の基本計画を公表するように強制する法案を国会発議 (2017年9月の定期国会)

【課題2】教室革命を通じた公教育の革新 (5/5)

✓ [参考] 現行大学入試制度の体系

区分	選考タイプ	重要選考要素
随時 試験	学校生活記録簿中心 (学生簿)*	- (学生簿教科)教科中心 - (学生簿総合)教科及び非教科全体(自己紹介、推薦、面接などを活用可能)
	論述中心	- 論述など
	実技中心	- 実技など(特技などの証明資料の活用可能)
定時 試験	修学能力試験中心	- 修学能力試験など
	実技中心	- 実技など(特技などの証明資料の活用可能)

* 学生簿中心の選考タイプは学生簿を主な選考要素とする選考であり、次のように区分される。

- 教科選考: 募集単位の特性に当たる学生簿教科の成績を中心に評価
- 総合選考: 入学査定官が学生簿、自己紹介、推薦、面接などを通して学生を総合的に評価

【課題 3】

教育の希望はしごの復元

【課題3】教育の希望はしごの復元 (1/3)

❖ 社会的配慮対象者の大学入試サポート

- 社会的配慮対象者の機会均衡選抜を義務化(2021年度から)
 - 現行「高等教育法施行令」の第29条に「大学は、社会的配慮対象者を機会均衡選抜で入学定員の11%以内で定員外選抜が可能である
 - 2021年度からすべての大学が機会均衡選抜を実施するように義務化される。
 - 機会均衡選抜の規模を定員内・外を含め、入学定員の20%まで拡大する大学にはインセンティブを提供。
- 「地方大学及び地域均等人材育成法」の改正
 - 地方大学が医薬系の新入生の選抜時に「低所得層」及び「その圏域所在の高校卒業生」を30%以上選抜することが義務化される。
- 法学専門大学院(ロースクール)入学選考の改善
 - ブラインド面接の義務化
 - 現行の「5%以上」である脆弱階層選抜の割合を「7%以上」に拡大
 - 3年のサイクルで入学実態点検の実施(2017年9月に初めて実施)

【課題3】教育の希望はしごの復元 (2/3)

✓ [参考] 社会的配慮対象者選考

- 社会的配慮対象者の定員外入学選考は、1998年に導入(ただし、農村部学生及び脱北学生などのみ該当)
- 低所得層対象の定員外機会均衡選抜が生じたのは、2008年からである(2008.2.14)
- 2017年社会的配慮対象者(農村部、低所得層、実業系高校など)の機会均衡選抜の現状
-首都圏:入学定員比8.5%(定員内2.1%) ↔ 地方:入学定員比10.6%(定員内5.2%)

✓ [参考] 地方大学及び地域均等人材育成に関する法律(2014.1.28。制定)

- 地方所在高校卒業生及び地方大学卒業生の公的機関採用及び地方大学入学機会の拡大が目的
- 地方大学は新入生選抜時(医薬系を含む)は、その圏域の高校や大学の出身者を入学定員の30%以上選抜することを勧告する。
- 地方所在専門大学院(法学、医学、歯学、韓医学)は、その圏域の大学出身者を入学定員の20%以上選抜することを勧告する。

【課題3】教育の希望はしごの復元 (3/3)

❖ 社会脆弱階層の教育支援の拡大

- 特別支援資格の教師及び特別支援学校(級)の拡大
 - 現在174個の特別支援学校を、2022年まで192個まで拡大(18個校に増設)する予定
[参考] 地域住民とも葛藤の深刻化の問題の解決が必要: 2017年ソウル、江原地域の事例)
 - 現在67.2%である特別支援教師の確保率を2022年まで92%の水準まで拡大する予定。
- 障害を持つ大学生の進路及び就職教育の強化
 - 2018年から全国6個地域に「障害を持つ大学生の進路及び就職教育の拠点センター」の設置及び運営

【課題 4】

高等教育の質の向上及び生涯・職業教育の革新

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (1/7)

❖ 高等教育の公共性の強化

- 「国立大学育成事業」の実施（← 拠点国立大学の集中育成及び地域強小国立大学支援の拡大）
 - 2017年12月までに意見をまとめ、国立大学の育成案を確定
 - 2018年から現行の「国立大学革新支援（PoINT）事業」を「国立大学育成事業」として拡大・改編
 - ①2018年に39個の国立大学を対象に、100億円をサポートする予定（cf. 2017年21億円規模）
 - 大学事業計画書の評価後、
差等支援（特別目的支援）+ すべての大学に一定規模の財政支援を保証（一般支援）
 - ②これにより、国立大学の学生1人当たりの教育費をソウルの主要私立大学と同じレベルに引き上げ
 - ③9個の拠点国立大学：世界的レベルの研究ブランドの育成及び地方自治団体との協力強化
 - ④25個の地域中心国立大学：地域戦略の発展分野と連携した機能の特化

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (2/7)

❖ 高等教育の公共性の強化

✓ [参考] 国立大学革新支援 (PoINT) 事業

- 国立大学の役割と機能定立のため、2014年に導入された財政支援事業
 - 2016年までは年間8.5億円の規模 → 2017年に事業規模を21億円まで拡大
 - 37の国立大学を設立目的及び規模を考慮して、拠点一般大学(9校)、地域中心一般大学(8校)、工学・海洋・体育分野の特別目的大学(9校)、教員養成特別目的大学(11校)に分け、各タイプ別に4~5校ずつ選別支援
 - 国立大学としての発展モデル及び社会貢献、大学ガバナンス、大学会計の健全性などを評価し選択的に支援
-
- 「公営型私立大学」の段階的育成及び拡大
 - 発展の可能性が大きい地方私立大(4年制、専門大学全体)を「公営型私立大学」として選定
 - 2019年から2022年まで280億円を支援(毎年72億円をサポート)
(これは、4年制大学に対する予算であり、専門大はまだ未定)
 - 国公立に準ずる財政支援の代わりに「基礎学問の研究」、「疎外階層の教育」、「地域の優秀な人材の育成」、「職業教育の機会の二極化の解消(専門大)」などの国公立大の役割の一部を担当させる。

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (3/7)

❖ 大学の自律性の拡大

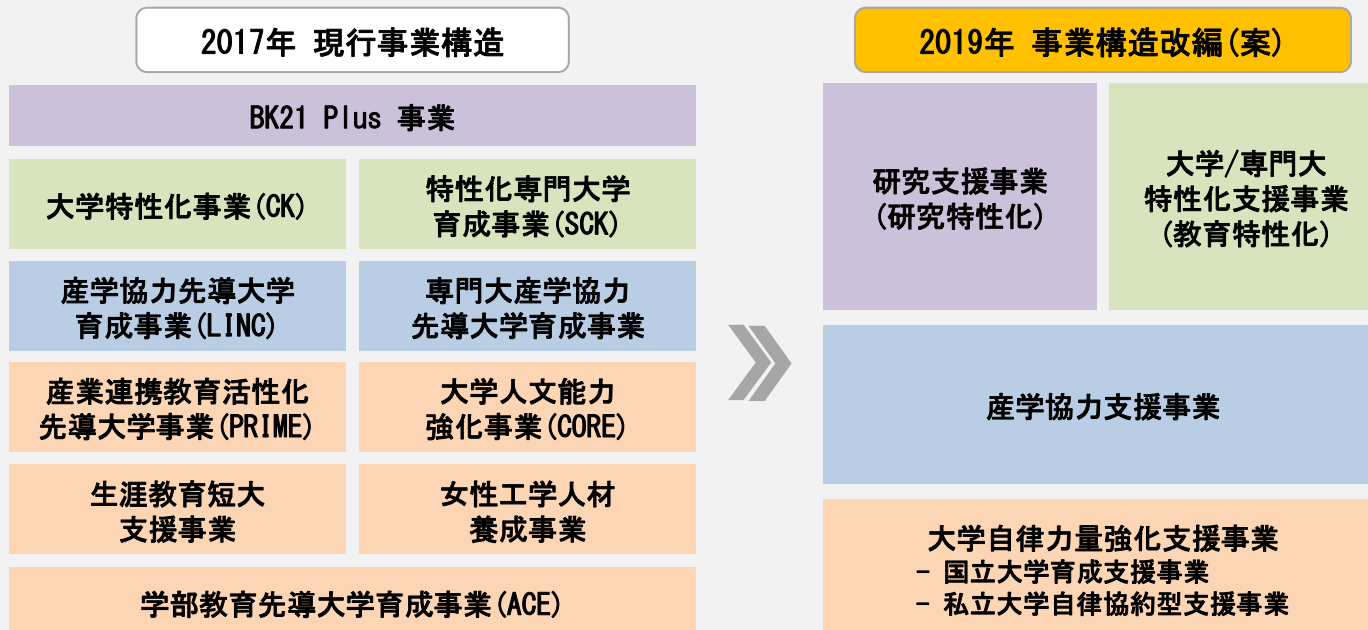
- 私立大学を対象として、「自律協約型大学支援事業」のトライアル実施
 - 2018年、私立大学を対象に、20億円規模の「自律協約型大学支援事業」の試験実施
 - 7~10個程度の大学を選定し、大学ごとに2億円以上をサポートする。
 - 大学に総額で配分し、大学が自律的に予算執行計画及び運用する（一般財政支援）
 - 事業への参加条件として「入学金廃止」及び「授業料軽減」の実績が含まれる可能性がある。
- ✓ **【参考】 現行の政府の大学財政支援事業の運営方法**
 - 1990年以前まで大学財政支援事業は、国公立大学に限定 → 1990年から私立大学にも直接支援を開始
 - 1994年からの評価に基づいた差等支援制度の導入（一般財政支援&特別目的支援の混在）
 - 2004年以来、すべての大学の財政支援事業は、「評価結果に基づく選別的差等支援」方式で全面的切り替え

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (4/7)

❖ 大学の自律性の拡大

・ 政府の大学財政支援事業構造の全面改編

- 2019年、大学財政支援事業の構造改革（2017年11月上旬に具体的な案を発表する予定）
 - ・ 2017年現在、年間政府の大学財政支援事業の規模は約1,500億円の水準
 - ・ 2018年に主要な財政支援事業が終了されることによって、2019年から大々的な改編が予想される
 - ・ 「研究支援」、「大学/短大の特性化」、「産学協力」、「大学の自律力量強化」という4つの事業に単純化



【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (5/7)

❖ 高等教育の質の向上

- **2周期大学構造改革評価の大幅の修正** (2017年11月上旬、大学財政支援事業の再編案と一緒に発表される予定)
 - 2018年3月、実施予定
 - 2周期評価の名称を「大学基本能力診断」に変更する予定
 - ・ 新入生及び在校生の充員率の指標の割合を拡大 (→ 学生の選択を強調)
 - ・ 学内の意思交換、財政の健全性、地域社会協力指標の追加
 - ・ 上位60%以上の大学 (自律改善大学)、60~85%区間の大学 (能力強化大学)、下位15%大学 (財政支援制限大学)
 - 定員削減の目標及び重要性の縮小
 - ・ 1周期評価の当時、4万人の削減を目標 → 5.6万人の削減 (1.6万人を超過削減)
 - ・ 2周期の削減目標であった5万人から2万人に下向き調整 (1.4万人は自然削減を期待)
 - ・ 評価対象大学のうち、60~85%程度の大学に定員削減の自律権を付与 (→ 自律改善大学)
(ただし、未充員率の高い大学は、自主的に定員を削減することを勧告)
 - ・ 下位85~100%区間の大学は、定員削減と財政支援制限の両方で制限される
(↔下位60~85%区間は、財政支援の制限のみ適用)
 - 2019年から実施される一般的な財政支援事業と連携
 - ・ 自律改善大学 (上位60%) のみに一般財政支援事業 (大学の自律力量強化支援事業) の参加資格付与。

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (6/7)

❖ 高等教育の質の向上

✓ [参考] 1周期 大学構造改革評価 (4年制/短大ことに評価)

- 定員削減に焦点 (→ 定員削減目標 : 1周期4万人/2周期5万人/3周期7万人=16万人)
 - Aランク(16%)大学は、定員削減の対象から除外/B~Eランクの大学は、4~15%水準の入学定員の削減を勧告される
 - Dランク以下の大学(34%)は、新入生対象の国家奨学金及び学生ローン、新規財政支援事業の参加等に制限される。
- 2015年に1周期の評価が実施され、また3年周期に評価する企画 (2周期の評価は2018年に実施)
- 定量指標(教育条件、学生支援、教育成果)と定性指標(学士管理、教育課程、特性化、発展計画)で構成
- 評価結果と連携した別の財政支援は無し (⇨下位大学に対する財政支援の制限のみ存在)

【課題4】高等教育の質の向上と生涯・職業教育の革新 (7/7)

❖ 産学協力の活性化

- 大学-公共機関-自治体連携産学協力クラスター造成
 - 2018年上半期から大学や公共機関、地方自治体が連携した産学協力クラスターの造成をサポート
 - 2019年から大学内に地域企業の研究所の入居を促進し、大学と地域企業間の常時的な協力体制の構築

❖ 生涯教育及び職業教育に関する国家責任の強化

- 生涯職業教育の中長期戦略の樹立
 - 2018年5月までに、生涯・職業教育の基盤造成のためのマスタープランの樹立
(← 省庁間の協力のために2017年10月、未来職業教育推進団の設置)

【課題 5】

未来の教育環境づくり及び安全な学校の実現

【課題5】未来の教育環境づくり及び安全な学校の実現 (1/2)

❖ 知識情報・融合教育推進

- ソフトウェア教育の充実及び先導中核教員の育成
 - 「大統領直属4次産業革命委員会」発足 (2017. 10. 11)
 - ・ 政府委員 (科学技術情報通信部、産業部、雇用労働部の長官など) 5人、民間委員 (産業界、教授、研究者など) 20人で構成
 - ・ 役割 : 4次産業革命に対応可能な総合的な国家戦略の設計、政府省庁の実行計画及び推進成果を検討
 - ・ 自律走行車、スマート工場、スマートシティ、ドローン産業など4次産業革命をリードする分野の政策案に焦点
 - 2021年までソフトウェアの教育をリードする中核教員1万人の育成及びソフトウェア教育時間の拡大を予定
- 先進国レベルの教育環境づくり
 - 教師1人当たりの生徒数をOECD平均水準まで改善
 - ・ 2016年、OECD教育指標で、韓国は小学校16.8人、中学校15.7人、高校14.1人
(⇨ OECD平均は小学校15.2人、中学校13.0人、高校13.1人)
 - 小・中等教科の教師及び非教科教師の拡充
 - ・ 1教室2教師制の導入、一日中世話教室の推進、特別支援学級の拡充、相談・司書・栄養教師の確保

【課題5】未来の教育環境づくり及び安全な学校の実現 (2/2)

❖ 老朽化された学校施設の改善

- 2018年「学校施設改善総合計画」の樹立
 - アスベスト（石綿）の除去、耐震設備の補強、老朽化された冷暖房機の交換などの学校環境の改善（耐震設備の補強：幼稚園及び小・中・高の建物内の耐震率は現在25.3% → 毎年250億円ずつ投入 → 2034年に耐震率100%達成を目標）
 - 空気浄化施設の設置など、学校内の微細粉塵に対する対策づくり

【課題 6】

教育民主主義の回復及び教育自治の強化

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (1/6)

❖ 歴史教科書の国政化を廃止

- 歴史教科書の国政化廃止 (2017. 5. 31.)

- 2015年10月以降、教育部により推進された「中・高等学校の歴史(韓国史)教科書の国政化方針」の廃棄
- 歴史教科書の発行システムを「検定」方式に戻し、2020年3月から新しい検定教科書を適用

- 教科書の自由発行制の段階的導入

- 2018年上半期まで教科書の発行システムの研究及び意見収束の実施 → 推進方案及び関連法改正の推進
- 2020年以降、入試と関係のない科目(音楽、美術、体育など)から導入し、入試関連科目まで徐々に拡大

- ✓ [参考] 歴史教科書の国政化の論争

- 2013年、高校の韓国史検認定教科書(ニューライト系の学者たちが執筆した教学社の教科書)に対する論争がきっかけ。
- 教学社の韓国史教科書の理念偏向に対する論争 & 内容の誤りを多数発見→学校の採択率0%
 - 教育部は、その原因を検定制に転嫁する→ 2015年10月、中・高校の韓国史(歴史)教科書の国定化の方針が確定
- 国定教科書の現場検討版や最終版の内容偏向及び各種の誤り→ 17個市・道教育庁のうち14個の教育庁が不採択を決定→研究学校の申請不在

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (2/6)

❖ 教育民主主義の回復

- 国立大学総長候補者の選定方式及び財政支援事業の連携廃止
 - 「国立大学総長任用制度の運営改善案」を公表（2017. 8. 30）
 - 法令の範囲内で、大学が自由に総長候補者を選定（直接/間接選挙）するようにして、候補者選定方式及び各種大学財政支援事業との連携廃止
 - 総長候補者への教育部の任用提案権を揚棄し、大学の意思（優先順位）を最大限尊重する。
 - 1位の候補者が不適合の事由がある場合、2位の候補者の指名を採用するかどうかも大学が決定

✓ [参考] 国立大学総長任用制度の経過

- 1987年、民主化抗争以後「教員合議制」で、国立大学の総長任用候補者を選定
 - 1991年、教育公務員法の改正→選定方法：推薦委員会で選定or教員の合意された意思による選定
- 2005年、法改正により、「直接選挙時、所在地の管轄選挙管理委員会に選挙事務委託」が義務化される。
- 2012年、「国立大学の先進化方案」を介して総長候補者選定方式と財政支援事業の連携
 - 推薦委員会の推薦方式を採用する大学に加点付与&加点された後、未履行の大学には事業費を返還させる。
- 2015年「無順位推薦方案」の施行により、大学は無順位候補者を推薦し、教育部が最終的に選択

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (3/6)

❖ 教育民主主義の回復

- 私学不正根絶のための私立学校法の改正
 - 「私学革新委員会」の設置
 - ・ 教育部長官直属の私学不正部隊専務機構として「私学革新委員会」を設置
 - ・ 教育部の内部委員や法曹界、会計法人の専門家、マスコミ及び市民団体の関係者など15人前後で構成
 - 不正部隊私学One Strike-out制度の導入（→ 2018年までに私立学校法の改正）
 - ・ 私立大学の役員就任の承認が取り消された者の取締役推薦権の制限
 - ・ 不正に関与した履歴がある者は、学校法人の運営に参加することができないようにする

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (4/6)

❖ 国家教育委員会の設置

- 「国家教育会議の設置及び運営に関する規定案」の閣議可決 (2017. 9. 5)
 - 役割：中長期の教育政策の方向を提案及び教育懸案に対する代案の提示など
(例：大学入試選考制度の改善案、特別目的高校及び自律型私立高の一般高校への転換問題など)
 - 構成：政府側の当然職委員9人+民間委員12人の合計21人
当然職：長官5人(文部科学省、企画財政部、保健福祉部、雇用労働部、女性家族部)
大統領秘書室の社会政策首席
全国の市・道の教育監協議会長、大学教育協議会長、専門大学教育協議会長
 - 議長は大統領が指名(→ 民間委員として委嘱完了)
- 2017年11月中に発足の予定
 - 現在、民間委員を委嘱中であり、教員を代表する全教組の参加はまだ未定

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (5/6)

❖ 教育部の機能再編及び教育自治の実現

- 初・中等教育権限の地方移譲を拡大するための共同協議体の構成 (2017. 8. 28)
 - 教育自治の強化及び学校自律化の関連案件を審議・議決
 - 委員構成：教育部長官、市・道教育監6人、学界・法曹界・市民社会・学校現場の民間委員7人 → 合計14人
 - 3大先決課題
 - ① 教育部の財政支援事業の全面的改編
 - ・ 初・中等の国家施策事業運営予算である「特別交付金」の割合縮小 (4% → 3%) 及び総額配分規模の拡大
 - ・ 学校基準に対応じて支援時期を調整 (例：2017年10月、教育庁配分 → 2018年1月、学校配置)
 - ② 単位学校の教育課程及び学事運営の自律性強化 (→ 2月の校長人事発令、始業日など学校が決定)
 - ③ 市・道教育庁の組織・人事・運営及び評価の自律性の拡大
 - ・ 総額人件費制の趣旨を生かし、教育部が行われた教育庁の4級以上の定員承認権の廃止
 - ・ 市・道教育庁の自体評価制の導入と評価指標の縮小
 - 2018年、関連ガイドラインの整備 → 2019年、教育部-教育庁間権限移譲の拡大のための関係法令の一括整備

【課題6】教育民主主義の回復及び教育自治の強化 (6/6)

❖ 教育部の機能再編と教育自治の実現

- 高等・生涯・職業教育を中心に教育部の組織改編
 - 2017年末までに幼・初・中等教育の業務を市・道教育庁及び一線学校に段階的に移譲する方案の樹立
 - 幼・初・中等教育業務の担当部署(学校政策室)を縮小し、生涯・職業教育(高等職業教育を含む)の組織を拡大する方向に組織改編方案の用意。

ありがとうございました!

キム・フンホ

国立公州大学校 教育学科 助教授

(kimhh@kongju.ac.kr / +82-10-3098-1502)